2　平成一五年四月一日以後に死亡した者の妻として、平成二五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面二〇万円、一〇年償還の無利子の国債を支給することとした。（新附則第五七項～第五九項関係）

3　平成二五年一〇月一日において、戦傷病者等が平成一五年四月一日から平成一八年九月三〇日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面六〇万円、一二〇万円、一八〇万円又は二〇〇万円、一〇年償還の無利子の国債を支給することとした。（新附則第六〇項～第六六項関係）

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正関係

1　特別給付金国債（八回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面一〇〇万円、五年償還の無利子の国債を支給することとした。（第三条、第五条及び附則第二項関係）

2　平成一五年四月一日以後に死亡した者の父母等として、平成二五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面一〇万円、五年償還の無利子の国債を支給することとした。（新附則第五九項～第六六項関係）

三　この法律は、公布の日から施行し、一の1及び二の1については、平成二五年四月一日から適用することとした。ただし、一の2及び3並びに二の2については、同年一〇月一日から施行することとした。

◇消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（法律第四一号）（公正取引委員会）

1　この法律は、今次の消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律における「特定事業者」の定義を、次に掲げる事業者とすることとした。（第二条第一項関係）

(1)　大規模小売事業者

(2)　法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）

イ　個人である事業者

ロ　人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者

ハ　資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者

㈡　この法律における「特定供給事業者」の定義を、次に掲げる事業者とすることとした。（第二条第二項関係）

(1)　事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者

(2)　㈠の(2)のイからハまでに掲げる事業者が㈠の(2)の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における㈠の(2)のイからハまでに掲げる事業者

㈢　この法律における「中小事業者」の定義をすることとした。（第二条第三項関係）

3　特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

㈠　特定事業者は、平成二六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとすることとした。（第三条関係）

(1)　商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

(2)　特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

(3)　商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

(4)　(1)から(3)までに掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

㈡　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、㈠に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとすることとした。（第四条関係）

㈢　主務大臣又は中小企業庁長官は、㈠に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるものとすることとした。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとすることとした。（第五条関係）

(1)　当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。

(2)　当該行為によって特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

(3)　当該行為を行った事業者が㈠に違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

㈣　公正取引委員会は、特定事業者について㈠に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表するものとすることとした。（第六条関係）

㈤　私的独占禁止法（昭和二二年法律第五四号）第二〇条及び第二〇条の六の規定は、公正取引委員会が勧告をした場合において、特定事業者がその勧告に従ったときに限り、特定事業者のその勧告に係る㈠に違反する行為については、適用しないものとすることとした。（第七条関係）

4　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

㈠　事業者は、平成二六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならないものとすることとした。（第八条関係）

(1)　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

(2)　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

(3)　消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

㈡　㈠に違反する行為に対する措置については、3の㈡から㈤までを準用し、所要の読替えを行うこととした。（第九条関係）

5　価格の表示に関する特別措置

㈠　事業者（消費税法（昭和六三年法律第一〇八号）第六三条に規定する事業者をいう。以下㈡及び㈢において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下5において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六三条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しないものとすることとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　㈠により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

㈢　事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとすることとした。（第一〇条第三項関係）